

日医発第975号（保319）
令和4年3月18日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
中川俊男
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症にかかる
検査料の点数の取扱いについて

今般、新型コロナウイルス感染症にかかる検査料の点数の取扱いについて、添付資料1のとおり令和4年3月16日の中医協総会で承認されたことを踏まえ、厚生労働省保険局医療課長から添付資料2のとおり取り扱う通知が示され、令和4年4月1日から適用することとなりました。

本通知の内容について、本会において添付資料3のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌5月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

(添付資料)

1. 新型コロナウイルス感染症の検査に係る保険収載価格の見直し（案）
(令 4.3.16 中医協総会 資料総-1)
2. 検査料の点数の取扱いについて
(令 4.3.16 保医発 0316 第1号 厚生労働省保険局医療課長)
3. 新型コロナウイルス感染症に係る検査料の点数の取扱い（令和4年4月1日以降の経過措置）
(日本医師会医療保険課)